

ボランティア募集について

青森中央学院大学・青森中央短期大学学習支援センター（以下学習支援センター）では、以下に該当するボランティア活動を学生に案内し、参加希望学生を紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動に当たり、危険を伴わない活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的な配慮がなされる活動。

1：ボランティア募集の受付

- ・学習支援課に持参、FAX、郵送、eメール等で「ボランティア募集依頼書」を提出してください。（募集ちらしのみの受付は行っておりません）
- ・提出していただきました資料を学内で確認のうえ、ボランティア情報を学内ポータルサイト、掲示板等で学生に周知します。
- ・参加希望学生を学習支援課で取りまとめの上、募集团体へ参加者本人の了解を得て、個人情報をお知らせいたします。（募集团体内での個人情報の管理には十分注意し、ボランティア活動以外には個人情報を利用しないでください。）
- ・任意団体等、ボランティア募集团体によっては、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告などの団体の実績がわかる資料を提出していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・個人でボランティア募集を希望される場合は、社会福祉協議会などのボランティアセンターその他関連機関へご依頼ください。（原則として本学では個人からのボランティア募集は取扱いいたしません。）

2. ボランティア募集を行う団体・活動の選定基準

1) ボランティア募集を行う団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

[団 thể例]：ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO 団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連法人、企業、組合など。

※企業においては非営利による社会貢献活動または教育的効果の高いものに限ります。

2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ・ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。
- ・有償活動（アルバイト等）とボランティア活動を明確に区別していること。営利を目的としたもの、教育的効果の薄い単純作業等は有償のアルバイトでお願いします。

3) 以下に該当するボランティア活動は、受付できません

- ・政治的・宗教的活動を目的とする活動。(中立的な立場による選挙啓発活動、地域に定着しているお祭り等は除く)
- ・危険を伴うもの。
- ・人体に有害なもの。
- ・法令に違反するもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・受付時に不審な状況が見受けられるもの。
- ・そのほか学習支援センターにおいて不相当と判断されるもの。

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と学習支援センターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・ボランティア申込者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について受け入れ団体と学生が合意の上、活動を始めること。
- ・活動を始める前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援等を行うこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- ・ボランティア申し込み学生が、学習支援センターに参加届出を提出していることを確認し参加させること。(届け出がない場合、本学が加入しているボランティア保険の対象となりません。)

4. 活動時間

- ・授業や定期試験等学業に支障のない時間としてください。
- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間を超えないでください。
- ・夜22時以降の深夜活動をさせないでください。(キャンプ活動等で宿泊施設・睡眠時間の確保されているものは除きます)

5. 禁止しているボランティア活動

- ・精神的・肉体的苦痛が心配されるもの。
- ・無資格の水泳監視、ベビーシッター等の人命にかかわることが予想されるもの。
- ・本来有資格者によってなされるべき活動(医療行為等)。

募集依頼申し込み・問い合わせ先

学習支援センター

TEL 017-728-8169

FAX 017-728-8175

Eメール asc@aomoricgu.ac.jp